

同時資料提供

・大阪商工記者会

お問い合わせ

大阪府商工労働部 商工労働総務課
(大阪産業経済リサーチ&デザインセンター)
経済リサーチグループ 越村

TEL : 06-6210-9474

e-mail : shorosomu-g06@mbox.pref.osaka.lg.jpURL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/aid/sangyou/>

『大阪における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の経済的影響と経済政策』

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、2019年12月に中国・武漢で初の感染者が報告されたのち、瞬く間に世界に広がりパンデミックを引き起こしました。大阪では、2回にわたり緊急事態宣言が出されるなど、府民の生活や経済活動は一変し、その影響は様々な分野に及んでいます。

当センターでは、世界に歴史的な危機をもたらしたCOVID-19が、地域経済に及ぼした影響と、その対策として講じた経済政策について、2021年1月末時点での客観的な情報に基づき記録することを目的に、『大阪における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の経済的影響と経済政策』（資料No.188）としてとりまとめました。

○ 調査結果のポイント

COVID-19の感染拡大状況や各種要請の特性から、4期（A期～D期）に区分し、経済への影響と経済政策についてまとめました。

【A期：第1波後期（4月7日～5月15日）】

緊急事態宣言発令などもあり、消費面から大阪経済は急速に冷え込み、7割以上の府内事業者が売上高を減少させるなど、影響は広範囲に及びました。大阪府は、融資制度や休業要請等に協力した事業者向けに「休業要請支援金」による給付を実施し、政府の支援策と共に府内事業者の事業継続を支えました。

【B期：凧期～第2波前期（5月16日～7月31日）】

人や事業者の活動再開により、消費面を中心に経済は回復に向かいましたが、弱い戻りとなりました。大阪府は、COVID-19との「共生」を目指し、対面での事業のために感染防止対策に取り組む飲食店等への支援を展開しました。また輸出入の低迷など、依然として厳しい状況が続くなか、A期からの融資制度に加え、「休業要請外支援金」を実施しました。

【C期：第2波後期～第3波前期（8月1日～11月20日）】

第2波を乗り越え、政府のGo Toトラベル事業などの需要喚起策もあり、消費を中心に経済は十分とはいえないものの回復へと向かいました。大阪府は、感染拡大防止と経済活動の両立を目指し、飲食店や宿泊施設向けの支援事業を展開する一方で、雇用面では、労働市場の悪化を受け、失業者の早期就業を目指した雇用促進事業を展開しました。

【D期：第3波渦中（11月21日以降）】

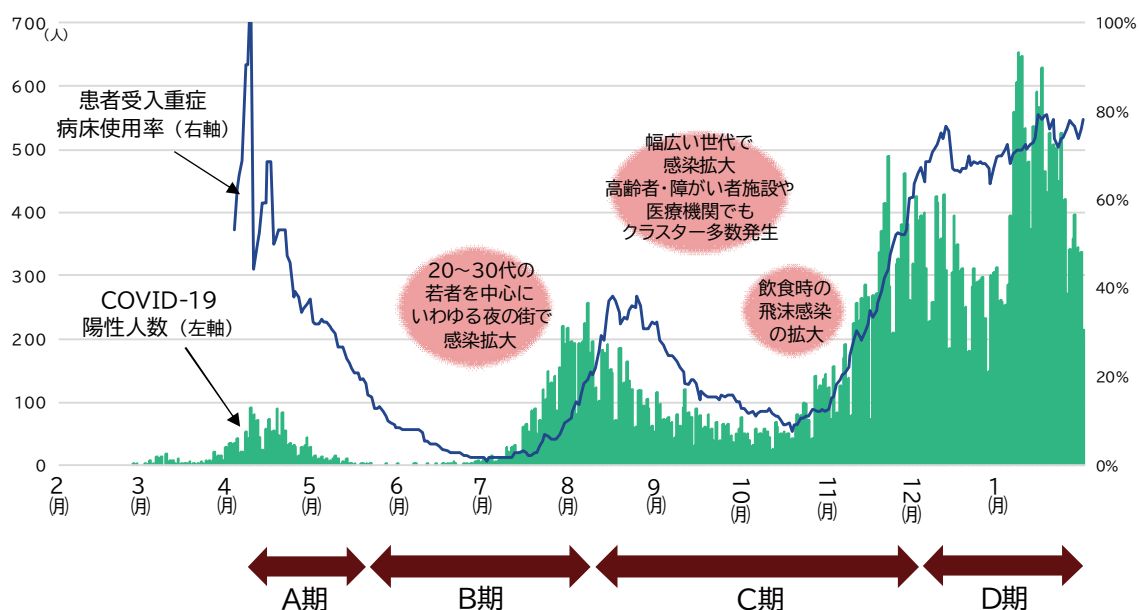
これまでを上回るスピードで感染が拡大する第3波に対し、大阪で2回目となる緊急事態宣言が発出されました。大阪府は、それまでの需要喚起策を中止するなどの対応をとり、宣言後は飲食店等への営業時間短縮を要請する一方で、制度融資の限度額の引き上げや営業時間短縮要請に協力した事業者向けに「営業時間短縮協力金」を講じました。

○調査結果の概要

1. 大阪の感染状況と大阪府による要請

本報告書では、感染拡大状況やその際に大阪府が府民や事業者に行ってきた各種要請（参考資料）の特性に着目し、全期間を4期に区分しました（図1）。

図1 大阪の COVID-19 陽性人数（感染者数）と患者受入重症病床使用率の推移



(出所) 大阪府ホームページ「大阪府の最新感染動向 (<https://covid19-osaka.info/>)」、「大阪モデル モニタリング指標の状況 (http://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/osakakansensho/corona_model.html)」2021.1.31。

【A期：第1波後期（4月7日～5月15日）】

感染拡大対策の模索期であり、住民や事業者に徹底した外出自粛や休業を要請。

【B期：凧期～第2波前期（5月16日～7月31日）】

感染状況に応じて要請を段階的に解除しつつ、経済との両立に向けた「大阪モデル」等の基準を作成。

【C期：第2波後期～第3波前期（8月1日～11月20日）】

策定した基準に沿い、感染拡大防止策と経済活動の維持を平行させながら、重症化リスクの高い住民への感染対策や感染者数が増加したエリア等へのピンポイント施策を展開。

【D期：第3波渦中（11月21日以降）】

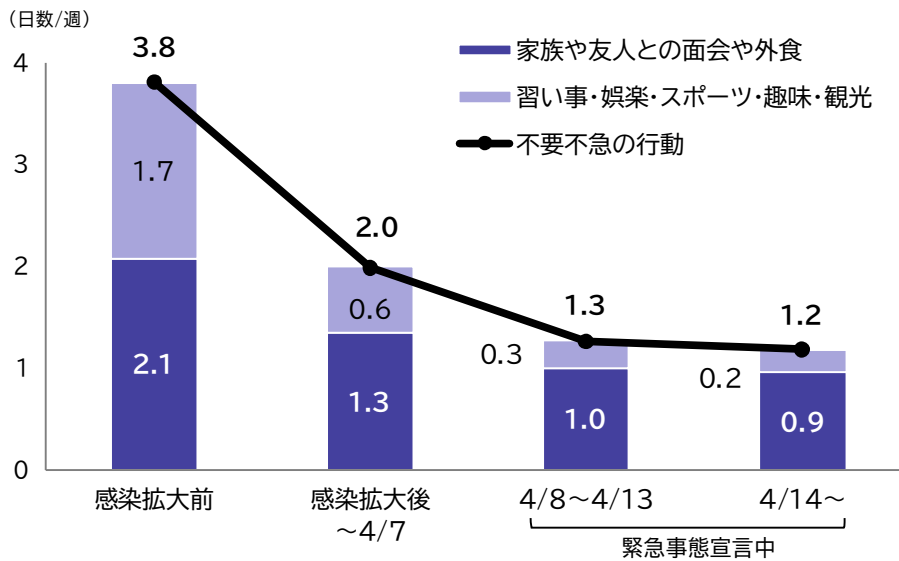
感染者数が急増するなか、感染リスクの高い飲食時の対応への要請や、需要喚起策の休止などを実施しつつも、再度飲食店等への営業時間短縮を要請。

2. 各期の経済状況と経済政策

【A期：第1波後期（4月7日～5月15日）】

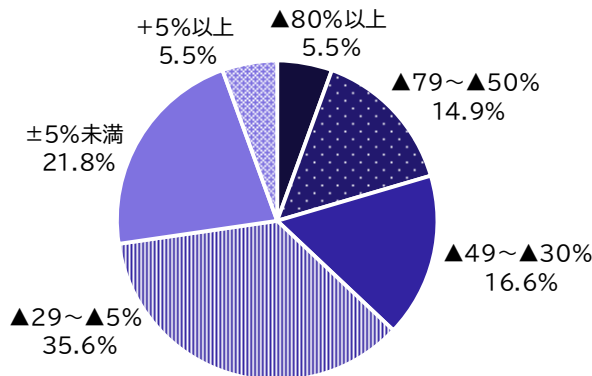
初めての感染拡大期に緊急事態宣言発令などもあり、府民の外出が大幅に抑制されたことで、消費面から大阪経済が急速に冷え込みました（図2）。その結果、府内事業者の7割以上が売上高を減少させるなど、事業者を主な顧客とするBtoB分野を含め影響は大多数の事業者に及びました（図3）。大阪府は、府内事業者の事業継続を支えるため、かつてないほどの規模の融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」や緊急事態宣言中に休業等の要請に協力した事業者への「休業要請支援金」による給付を実施し、政府の「持続化給付金」などと共に資金支援策を展開しました（表1）。一方で、飲食店やイベント事業者向けに感染防止対策を講じながらの事業を可能とする支援事業や、学生等を対象とした非常勤職員を緊急雇用する対策を講じました。

図2 府民の不要不急の行動日数



(出所) 大阪府商工労働部(大阪産業経済リサーチ&デザインセンター)・政策企画部(2020)「新型コロナウイルス感染症による経済等への影響調査<府民向け>」。

図3 府内事業者の売上高(2020年2月～7月)の前年同期比



(出所) 大阪府(2020)「新型コロナウイルス感染症に関する府内企業の実態調査<速報>」。

表 1 大阪府の経済対策に係る主な施策

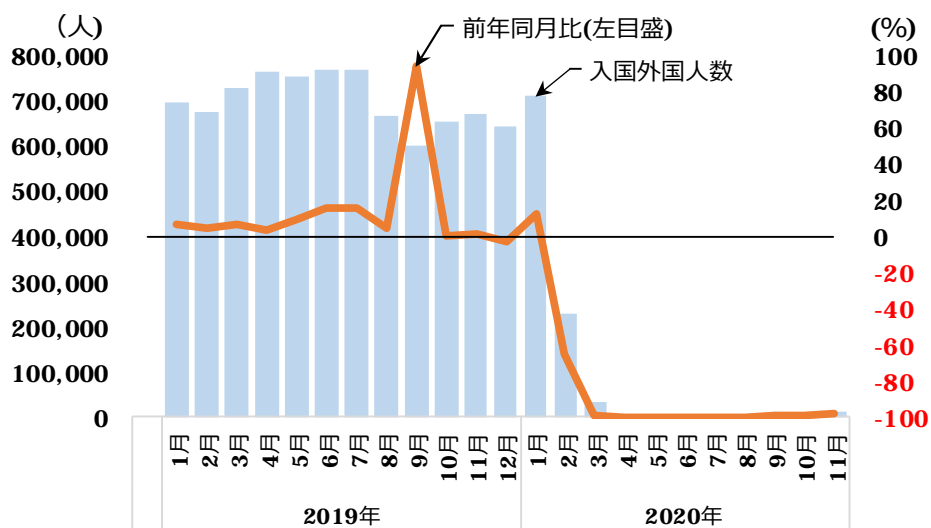
		A	B	C	D
		4月7日～5月15日	5月16日～7月31日	8月1日～11月20日	11月21日以降
		第1波後期	凧期～第2波前期	第2波後期～第3波前期	第3波渦中
資金支援・事業継続支援	継続支援		②新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型) ③新型コロナウイルス感染症対応緊急資金(金利1.2%) ⑤新型コロナウイルス感染症対策経営相談体強化事業 ⑪新型コロナウイルス感染症対策ものづくり企業支援事業(利用料金50%減額)		
	休業要請等に係る補助金	④休業要請支援金	⑨休業要請外支援金	⑮ミナミ協力金	⑭北区・中央区協力金 ⑯大阪市協力金 ⑰大阪府協力金
事業促進・需要喚起	飲食関連	①外出の自粛促進に向けた取組み		⑬高機能換気設備等の導入支援事業	⑯少人数利用・飲食店応援キャンペーン事業
	宿泊関連		⑩「大阪の人・関西の人いっしょい！」		⑱宿泊施設等の感染症対策推進事業
	イベント関連		⑥無観客ライブ配信支援事業		⑲大阪文化芸術創出・おおさかプロモーション事業 ⑳OSAKA元氣スポーツ
	その他			⑫大阪府商店街感染症対策等支援事業	
雇用対策	雇用促進等		⑤非常勤職員の緊急雇用		⑳OSAKA求職者支援コンソーシアム ㉑大阪府雇用促進支援金 ㉒テレワークサポートデスク
	その他				㉓大阪府コロナ追跡システム ㉔感染防止宣言ステッカー

(出所) 大阪府の報道提供資料や大阪府ホームページに掲載内容等、公表された情報に基づき作成。

【B期：凧期～第2波前期(5月16日～7月31日)】

人や事業者の活動再開により、消費面を中心に経済は回復に向いましたが、消えたインバウンド需要などの影響から、弱い戻りにとどまっていた(図4)。大阪府は、COVID-19との「共生」を目指し、対面での事業が可能となるよう、飲食店や商店街の感染対策を支援する事業を展開しました。一方で、米国やEUでの感染拡大により輸出入が低迷するといった、BtoBへの影響が強まるなど、依然として厳しい状況が続くなか、大阪府はA期からの融資制度に加え、新たに「休業要請外支援金」を実施しました。

図4 関西国際空港からの入国外国人数の推移



(出所) 法務省入国管理局「出入国管理統計」2020年11月確報。

【C期：第2波後期～第3波前期(8月1日～11月20日)】

第2波を乗り越え、政府のGo Toトラベル事業などの需要喚起策も手伝い、消費を中心に経済は十分とはいえないものの回復へと向かっていました。大阪府は、感染拡大防止と経済活動の両立を目指し、飲食店向けには、少人数での飲食を促進するキャンペーン事業、宿泊施設向けに

は感染症対策を支援する事業、イベント関連事業者向けには、大阪文化芸術活動の機会創出や住民の鑑賞機会を提供するプロモーション事業を展開しました(表1)。このほか府内事業者のテレワーク活用を支援する相談事業も開始しました。一方、雇用面では、大阪では、特に非正規雇用職員の減少や、完全失業率の上昇など労働市場が悪化しました(表2、図5)。こうした事態を受け、失業者の早期就業を目指した雇用促進事業を展開しました。

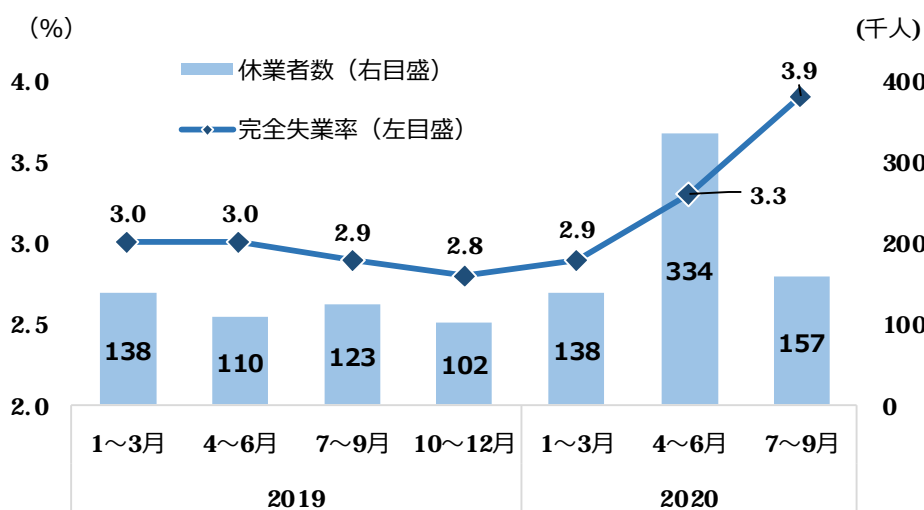
表2 2020年1月～7月の従業者数増加DI値

	正規	非正規 (契約・嘱託社員等)	非正規 (パート・アルバイト)
全体	-0.7	-7.3	-10.4
300人以上	14.6	-5.7	-11.3
51～300人	4.5	-7.5	-10.4
21～50人	-5.5	-6.0	-8.2
20人以下	-8.6	-10.7	-13.8
BtoB	2.7	-4.3	-5.6
BtoC	-9.0	-9.3	-17.1

(出所)大阪府(2020)「新型コロナウイルス感染症に関する府内企業の実態調査<速報>」。

※DI値:従業者数について、「増加した事業者の割合」-「減少した事業者の割合」

図5 大阪の完全失業率と休業者数



(出所)大阪府統計課「大阪の就業状況」。

【D期:第3波渦中(11月21日以降)】

これまでを上回るスピードで感染が拡大する第3波に対し、大阪で2回目となる緊急事態宣言が発出されました。この間、大阪府は、政府にGo Toトラベル事業の対象から大阪を除外することを要請し、自らも予定していたスポーツイベントを中止するなどの対応をとり、宣言後は飲食店や遊興施設などに対し営業時間短縮を要請しました。感染拡大に伴う自粛行動などにより戻りつつあった需要が縮小することになれば、これまで資金支援や雇用調整助成金等によって支えられてきた正規雇用職員の雇用維持や、事業者の事業継続にも影響が及ぶことが懸念されます。こうした状況のなか、大阪府は、府内事業者の経営を支えるため、制度融資の限度額の引き上げを実施し、営業時間短縮要請に協力した事業者に向けた「営業時間短縮協力金」を講じることにしました。

(参考資料)大阪府の住民・イベント主催者・事業者への要請内容

要請対象	要請区分	A期	B期	C期	D期	
		第1波後期	夙期～第2波前期	第2波後期～第3波前期	第3波渦中	
		4月7日～5月15日	5月16日～7月31日	8月1日～11月20日	11月21日～1月13日	緊急事態宣言発出中
住民(府民)	外出自粛	・生活の維持に必要な場合以外の外出自粛を要請	・夜の繁華街や感染者数増加エリア(一部首都圏・北海道)への不要不急の移動自粛を要請		<重症化リスクの高い人 →府民に対象拡大> ・できる限り不要不急の外出自粛を要請	・不要不急の外出・移動の自粛を要請(特に20時以降)
	生活様式		・「新しい生活様式」の実践	・3密で唾液の飛び交う状況の回避	・「静かに飲食」「マスクの徹底」「換気と保湿」といった飲食時を意識した感染回避行動を追加要請	
	飲食店等の利用		・クラスターの発生した施設や3密の回避	・「感染防止宣言ステッカー」未導入施設の利用自粛 ・多人数で唾液が飛び交う宴会・飲み会の自粛	・「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会の自粛 ・Go To Eatキャンペーン事業の利用の制限等	
	早期受診			・高齢者及び高齢者と接触する頻度の高い人への早期受診依頼	・高齢者及び高齢者と接触する頻度の高い人への早期受診、及び休暇取得依頼	
イベント主催者	実施規制	・規模や場所に関わらず開催自粛を要請	・収容率の目安を設定し、段階的に開催自粛を解除	・国の基準が決まるまでは府の基準により開催規模の目安を提示 ・一部条件のイベントについては、府への事前相談を要請	・国の基準による開催規模の目安を提示 ・一部条件のイベントについては、府への事前相談を要請	・特措法第24条第9項に基づき、イベントの開催規制(人数上限及び収容率) ・20時以降の時間短縮の協力を依頼
	追跡対策		・「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請	・適切な感染防止策の実施と「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請	・業種別ガイドラインの遵守と、「COCOA」「大阪コロナ追跡システム」の導入等による追跡対策の徹底を要請	
施設(事業者)	使用制限	【大阪府全域】 ・生活の維持に必要な施設・社会福祉施設等以外に休業要請及び協力依頼(営業時間短縮を含む)	・クラスターが発生した施設等、対象を限定した休業要請	【ミナミ地区】 ・接待を伴う飲食店、政令対象の酒類の提供を行う飲食店等に休業や営業時間短縮を要請	【大阪市北区、中央区】 →大阪市へ対象拡大 ・接待を伴う飲食店、政令対象の酒類の提供を行う飲食店等に休業や営業時間短縮を要請	【大阪府全域】 ・飲食店や、飲食店営業許可を受けている遊興施設に営業時間短縮を要請 ・上記以外の集客施設等に営業時間短縮等の協力を依頼
	感染対策		・業種別のガイドライン遵守と感染防止対策の徹底を要請	・「感染防止宣言ステッカー」の導入を要請 ・高齢者施設、医療機関等は外部訪問者に関し感染防止対策を求めるよう要請	・「感染防止宣言ステッカー」の導入を要請 ・飲食店に対し、感染防止対策*を要請	
	追跡対策		・「大阪コロナ追跡システム」の導入を要請	・「COCOA」「大阪コロナ追跡システム」の導入等による追跡対策の徹底を要請	・「COCOA」「大阪コロナ追跡システム」の導入等による追跡対策の徹底を要請	
	早期受診			・夜の街関連施設や高齢者施設、医療機関等の従業者への早期受診を要請	・(施設の種類に関わらず)早期受診や休暇取得を要請	
	従業員への喚起				・「5人以上」「2時間以上」の宴会・飲み会の自粛 ・休憩室等でのマスクを外した状態での会話自粛 ・「感染防止宣言ステッカー」未導入施設の利用自粛 ・Go To Eatキャンペーン事業の利用の制限等	

(出所)大阪府「感染拡大防止に向けた取組み(府民の皆様へのお願い、イベントの開催、施設について等)」
(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/corona-kinkyuzitai/index.html>) 2021.1.29、大阪府「感染拡大防止に向けた取組み《過去の要請等》」(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/kinkyuzitai-yousei/index.html>) 2021.1.29 より、筆者作成。

※飲食店に対し要請した感染防止対策:「パーティーの活用」「会話の際は、マスク・フェイスシールドを着用(食事中のマスク活用を含む)」「斜め向かいに座る」「CO2センサー等を活用し、換気状況が適切か確認」。

○報告書の閲覧等

◆報告書冊子(資料№188)は、大阪府府政情報センターにおいて閲覧、またはご購入いただけます(1冊 250円)。

《大阪府府政情報センター》

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/johokokai/jigyo3/kankobutu.html>

住所 : 大阪府大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館5階 TEL : 06-6944-8371

◆なお、本報告書は当センターのウェブサイトにて、ご覧いただけます。

URL : <http://www.pref.osaka.lg.jp/aid/sangyou/>